第 5006 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 6月 18日 水曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 申告書閲覧サービス

Q：税務署で、申告書の閲覧をすることはできますか？

A：納税者及びその代理人は、閲覧することができます。

【解説】

申告書等の閲覧は、納税者等及びその代理人に対して認められており、閲覧できる申告書等とは次の行政文書とされています。

①所得税申告書
②法人税申告書
③消費税及び地方消費税申告書
④相続税申告書
⑤贈与税申告書
⑥酒税納税申告書
⑦間接諸税に係る申告書
⑧各種の申請書、請求書、届出書及び報告書等
⑨納税者が上記の申告書等に添付して提出した書類（青色申告決算書や収支内訳書など申告書等とともに保存している書類を含み、所得税申告書に係る医療費の領収書など申告書等閲覧サービスの対象としてなじまない書類を除く）

（注）「申告書」には確定（納税）申告書（清算確定申告を除く）のほか修正申告書、中間申告書、準確定申告書、訂正申告書、還付申告書を含みます。

なお、閲覧を申請する場合には、納税者等本人又は代理人本人であること及び代理権限の確認を一定の書類によって行われることとなっています。